

浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱

平成 17 年 10 月 1 日

告示第 65 号

(目的)

第 1 条 この告示は、市内の狭あい道路の拡幅整備を市民の理解と協力のもとに促進するために必要な事項を定めることにより、良好な住環境の確保と安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 市道認定路線で、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 42 条第 2 項に規定する道路及び特定行政庁がこれに準ずるものと認める道路
- (2) 道路後退線 法第 42 条第 2 項及びこの告示により境界線とみなされる線
- (3) 道路後退用地 狭あい道路の境界線から道路後退線までの間の用地
- (4) 道路後退杭等 道路後退線上の主要な位置に設ける境界標示杭又は標示ピン
- (5) 建築物 法第 2 条第 1 号に規定するもの(これに附属する門又は塀を除く。)
- (6) 工作物等 建築物に附属する擁壁、門、塀、生垣、立木等
- (7) 建築行為等 建築物にかかわる法第 6 条第 1 項に規定する確認の申請を要する行為又は道路後退用地内の工作物等の除去、移植若しくは道路後退用地に接する擁壁等の築造(敷地が狭あい道路より高いものに限る。)
- (8) 建築主等 建築行為等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者及びその土地について権利を有する者

(適用の範囲)

第 3 条 この事業の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が認めるものとする。

- (1) 建築主等が、狭あい道路に接する土地で建築行為等(立木のみをの除去又は移植を除く。)を行う場合において、道路後退用地を道路用地として市に無償で提供する場合
- (2) 前号によりこの事業の適用を受ける用地(以下「事業実用地」という。)の周辺の土地(事業実用地の両側、対面若しくは対面用地の両側の用地又は事業を実施する用地に連続して事業を実施することができる用地に限る。)の所有者が、当該事業に併せて道路後退用地を道路用地として市に無償で提供する場合

(適用の除外)

第 4 条 この事業は、建築主等が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- (1) 国、地方公共団体及びこれに準ずる団体であるとき。

(2) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条に定める開発行為を行う者又はこれを行った者であるとき。

(3) その他市長が適用しないと認めたとき。

(計画の申請)

第 5 条 建築主等は、事業の適用を受けようとするときは、その拡幅整備について、あらかじめ狭あい道路拡幅整備計画(変更)申請書(様式第 1 号)に道路後退用地無償提供申出書(様式第 2 号)を添付して市長に提出しなければならない。

(計画の審査及び承認通知)

第 6 条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、狭あい道路拡幅整備計画承認(変更)通知書(様式第 3 号)により建築主等に通知するものとする。

(道路後退杭等の設置)

第 7 条 市長は、前条に規定する承認をしたときは、建築主等に道路後退杭等を支給するものとする。

2 建築主等は、支給された道路後退杭等を道路後退線上に設置するものとする。

3 市長は、前項に規定する杭の設置に先立ち関係者の立会により市道の中心線等を確定し、標示するものとする。

(費用の助成)

第 8 条 市長は、第 6 条に規定する承認をしたときは、建築主等が行う道路後退用地の分筆及び登記に要した費用(所有権にかかわるものに限る。)又は建築行為等(工作物等にかかわるものに限る。)に要した費用について、助成するものとする。

2 前項に規定する助成金の額は、別表に掲げる基準により算出した額(助成金額の合計額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、助成金の総額については、予算の範囲内とする。

(助成金の交付申請)

第 9 条 助成金の交付を受けようとする建築主等(以下「申請者」という。)は、狭あい道路拡幅整備助成金交付(変更)申請書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第 10 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を決定し、狭あい道路拡幅整備助成金交付決定(変更)通知書(様式第 5 号)により申請者に通知するものとする。

(計画等の変更)

第 11 条 第 5 条、第 6 条、第 9 条及び前条の規定は、変更をしようとする場合に準用する。

(取下げ)

第 12 条 建築主等は、第 6 条に規定する承認通知を受けた後において、申請等を取り下げようとするときは、狭あい道路拡幅整備計画取下届(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。ただし、登記等の手続き開始後又は助成金交付後は、取り下げることができないものとする。

(完了届)

第 13 条 建築主等は、事業が完了したときは、速やかに狭あい道路拡幅整備完了届(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

(検査)

第 14 条 市長は、前条に規定する完了届を受理した日から 7 日以内にこれを検査しなければならない。

(助成金の請求等)

第 15 条 助成金は、建築主等が事業を完了し、検査に合格した後において交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付することができる。

2 建築主等は、助成金の交付の請求をしようとするときは、狭あい道路拡幅整備助成金交付請求書(様式第 8 号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定(変更)通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し等)

第 16 条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、助成金の返還を命ずるものとする。

(道路後退用地の整備及び維持管理)

第 17 条 市長は、提供を受けた道路後退用地については、舗装整備等を行い、維持管理をするものとする。

(設計者等の責務)

第 18 条 法第 2 条に規定する設計者、工事監理者及び工事施工者等は、建築主等に対し必要な助言及び指導を行い、第 1 条に掲げる目的が達成できるように努めなければならない。

(その他)

第 19 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱(平成 11 年浜田市告示第 17 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日告示第 51 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市狭あい道路拡幅整備事業要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表(第 8 条関係)

(平 19 告示 51・全改)

助成対象経費	基準額	
分筆及び登記(後退用地の分筆及び登記に係るものに限る。)に要する経費	実費(限度額は 200,000 円)	
コンクリートブロック塀等の除去に要する経費(基礎取壊し及び発生材の処分に要する経費を含む。)	1m 当たり 7,500 円	
板塀、フェンス等の除去に要する経費(基礎取壊し及び発生材の処分に要する経費を含む。)	1m 当たり 2,300 円	
門柱、門扉等の除去に要する経費(基礎取壊し及び発生材の処分に要する経費を含む。)	1m 当たり 11,000 円	
生垣等の除去又は移植に要する経費	高さ 1m 程度以上のもの	1m 当たり 12,000 円
	上記以外のもの	1m 当たり 6,000 円
立木の除去又は移植に要する経費	目通り幹周 15cm 以上で高さ 2m 程度以上のもの	1 本当たり 17,500 円
	上記以外で高さ 50cm 以上のもの	1 本当たり 10,000 円
コンクリート擁壁等の除去に要する経費(基礎取壊し及び発生材の処分に要する経費を含む。)	段差 20cm 以下のもの	1m 当たり 950 円
	段差 20cm を超え 1m 以下のもの	1m 当たり 4,700 円
	段差 1m を超えるもの	1m 当たり 9,500 円
擁壁等の設置に要する経費	段差 20cm 以下のもの	1m 当たり 5,900 円
	段差 20cm を超え 1m 以下のもの	1m 当たり 19,000 円
	段差 1m を超えるもの	1m 当たり 28,000 円
その他	市長が特に必要と認められたもの	市長が定める額

備考 基準額は、消費税及び地方消費税が含まれた額とする。